

# 感水紙を用いた農薬ドリフト量の簡易推定法

残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、それまで残留基準のなかった農薬には、暫定基準あるいは一律基準が設定されています。一律基準(0.01ppm)は極めて厳しい基準であり、これまで以上に農薬の飛散に対する注意が必要です。

そこでドリフト調査に用いた感水紙の液滴数からドリフト量を推定する方法を検討しました。

表1 供試農薬

農薬の種類	剤型	含有率(%)	濃度	蒸気圧(mPa)
MEP	乳	50	1000倍	1.6
ダイアジノン	水和	34	1000倍	12.0
アゾキシストロビン	フロアブル	20	1000倍	$1.1 \times 10^{-10}$

ドリフト量を調査するため、感水紙とシャーレを並べて設置し、動力噴霧機で農薬を噴霧しました(図1)。



図1 試験の実施状況



図2 感水紙  
(青い点がドリフトした農薬)

\*液滴数は画像解析によりカウント  
(画像解析ソフト: Image J)

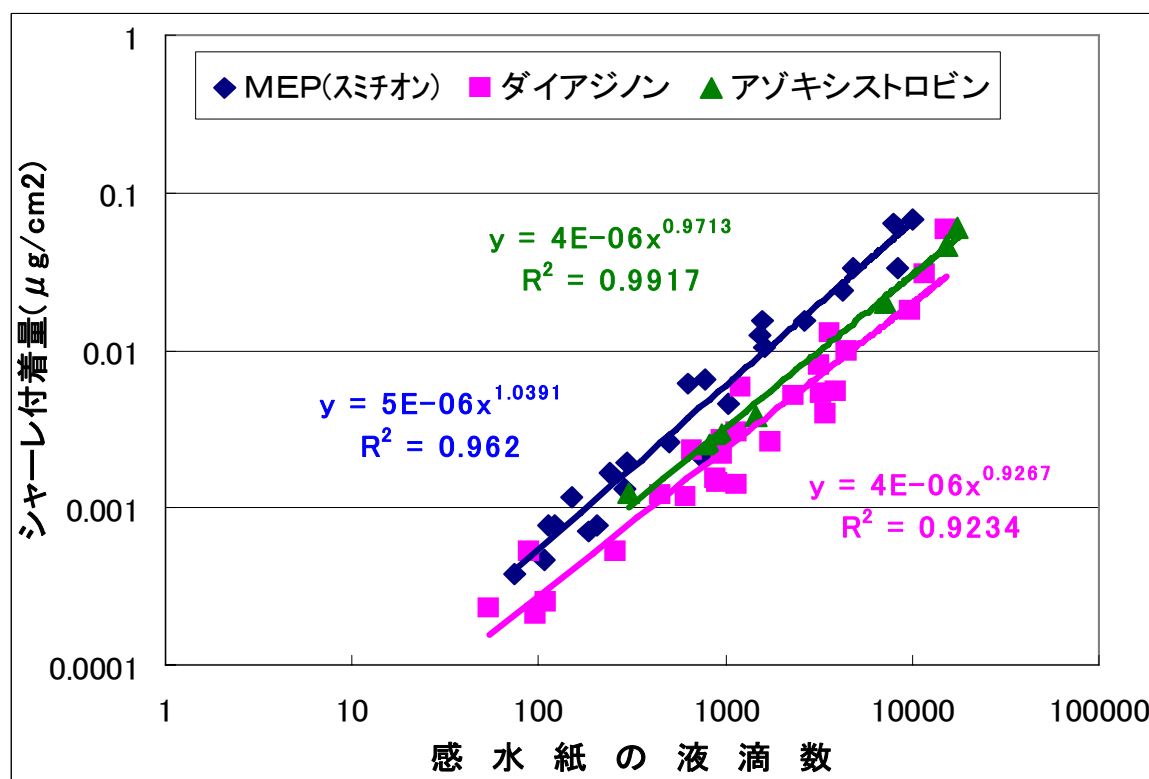


図3 感水紙の液滴数とドリフト量の関係

- ・感水紙の液滴数と農薬のドリフト量には高い相関が認められました。
- ・蒸気圧の高いダイアジノンは、飛散中に一部が揮発していると推察されました(図3)。

今後、農薬のドリフト量を推定することで、農作物の残留濃度をチェックする方法を検討します。